



# いわなし 議会だより

発行 岩内町議会  
編集 議会運営委員会  
〒045-8555  
北海道岩内郡岩内町字清住258  
☎ 0135-62-1011  
FAX 0135-62-3465  
メールアドレス  
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



## 第65回 岩内町成人式 新成人を代表し新たな決意！

2013. 2  
No.119

第4回定例会報告 ..... P2

4会派の議員による一般質問 ..... P3

# 定例会報告

監査委員  
固定資産評価審査委員

品川文夫氏  
森嶋 洋氏

決まる！

平成二十四年度各会計補正予算等を審議する第四回定例会は、十二月十日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

十二月十七日に再開し、各会派の代表である四名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、十二月二十日閉会しました。

## 審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

### 《予 算》

○平成二十四年度一般会計補正予算  
障害介護給付費四千八十四万五千円  
及び岩内あけぼの学園整備支援補助金  
三千八百一万七千円などを補正しました。

○訴えの提起について  
町道路線の認定について  
町道路線の整備を図るため、道路法の規定に基づき、町道路線を認定しました。

### 《そ の 他》

○議会会議規則の一部を改正しました。  
○議会委員会条例の一部を改正しました。

### 《条 例・規 則》

○介護保険条例の一部を改正しました。  
下水道事業会計汚水管渠布設工事費一億九千五百十円などを補正しました。

○平成二十四年度国民健康保険特別会計  
補正予算  
一般被保険者高額療養費三千百三十万円などを補正しました。

○監査委員の選任に同意  
品川文夫氏の選任に同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任に同意

介護保険事業費国庫補助金超過交付返納金四万二千円を補正しました。

森嶋 洋氏の選任に同意しました。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>



# 耐震化対策について

## ■質問■

一、岩内町では、全国に先駆けて平成二十二年九月に小学校、中学校の耐震化を終了していますが、学校施設の非構造部材の安全点検等を実施しているか。

二、非常災害時には避難所となる事から、非構造部材の耐震化を早急に図るべきと考えますが、町長の見解を伺います。

三、岩内町では、民間住宅の耐震診断相談窓口の設置や耐震診断補助や耐震改修助成など取り組んでいますが、民間住宅の耐震化の進捗状況は。

専門家等による点検は、現時点では実施していませんが、国の通知で三年以内となっているため、建築担当とも協議し、今後の方針を示す考えで

## ■教育長■

一、学校は、子どもたちの活動の場であり、災害時には地域の避難場所となるため、全ての小中学校の構造体の耐震化を実施しています。

東日本大震災では、学

校が天井材や照明器具の落下により避難所として使用出来なかつた例もあるため、国から非構造部材の耐震化の点検を実施するよう通知がありました。

この調査は、天井ボーダや照明器具、外装材などの非構造部材を点検対象とし、時期を学校職員による点検を一年以内、

専門家等による点検を三年以内とし、平成二十三年中に学校職員による目視点検を全ての小中学校で終了しました。

専門家等による点検は、現時点では実施していませんが、国の通知で三年以内となっているた

め、建築担当とも協議し、今後の方針を示す考えで

います。

ころ実績がない状況です。

## ■町長■

三、民間住宅の耐震化に対する取り組みは、平成十八年度より相談窓口を開設し、平成二十二年より広報誌等による啓発を実施しています。

また、平成二十三年より既存住宅への耐震化に向けた診断及び改修に対する助成制度を始め、戸建て木造住宅について、

無料の簡易耐震診断を実施しています。

これまで、無料簡易耐震診断の実績が四件となっていますが、助成制度活用は、現在までのと

## ■再質問■

二、子ども達が学校で過ごす間に、地震が発生することは十分予想され、災害時の避難所でもあるため、専門的な点検を優先し、その結果、非構造部材の耐震化が必要となつた場合には、国の支援制度の活用による検討を進めます。

## ■教育長■

専門家等の点検は、平成二十六年度を目指して実施し、この結果を受けての工事は、内容にもよるが、国の助成制度の活用も検討し、工事スケジュールを策定します。



# 大田

## 勤議員（日本共産党議員団）

### 泊原子力発電所 オフサイトセンター

#### 移転先について

##### ■質問■

一、オフサイトセンターは原子力災害対策特別措置法に基づき国が原子力災害時の対策拠点として指定するものです。

平成二十四年八月三十日、原子力安全保安院が出した、主な省令及びガイドラインの内容では、立地地点の基準を五十kmに変更しているがなぜ三十km圏内としたのか。

五、共和町への年間を通じての風の向きは。

六、原子力規制委員会の放射能拡散予想では、共和町で十五、二kmと予測しているが、放射性物質の拡散予測の中に入ってしまうことになるが、放射能拡散予測との整合性は。

二、福島原発事故ではオフサイトセンターが機能不全になつたことから教訓を引き出せない安全部話の上に載つた判断だと思うがいかがか。

三、道防災会議の有識者専門委員会は、日本原子力研究開発機構等の分

析を踏まえて候補地を選定したのか。

四、有識者専門委員会は、放射性物質の拡散状況をどのように計算し共和町南幌似を移転先と選定したのか。

五、共和町への年間を通じての風の向きは。

六、原子力規制委員会の放射能拡散予想では、共和町で十五、二kmと予測しているが、放射性物質の拡散予測の中に入ってしまうことになるが、放射能拡散予測との整合性は。

九、オフサイトセンターを移転しても福島のよう利用できなくなるのではないか。

七、原子力規制委員会が泊原発の過酷事故を想定した放射能物質の拡散予測でも移転先は国際的

な避難基準の範囲内にある。道はやむを得ないと説明したと報道されているが、やむを得ないとはどういうことか。町としても、やむを得ないと考

えているのか。

八、判断の基準になる拡散予測「選考に大きな影響はない」とは原発に対する道の姿勢が問われると思うが、いかがか。

十一、高濃度の線量が飛散してセンターの機能が耐えられる限界値と日数はどのように考えているのか。

十二、高濃度の線量が飛散してセンターの機能が耐えられる限界値と日数はどのように考えているのか。

十三、町として防災拠点のオフサイトセンターを岩字四町村に置くことが住民の安心につながると考えているのか。

十四、泊原発の過酷事故を想定した放射能物質の拡散予測でも移転先は国際的な避難基準の範囲

システムやモニタリング、被爆医療設備などが機能できるのか。

十一、オフサイトセンターの機能が不全になる事象と設定値はどの程度と考えているのか。

十五、国際的な非難基準の範囲内に指摘され事故時は機能不全、退避の可能性のある共和町にセンターを置くことが、住民の安心確保に期待できるのか。

十六、オフサイトセンターの移転先は国際的な避難基準の範囲内です。こうしたことを考慮し、三十km圏外での場所で選定が必要と思うが、いかがか。

十七、オフサイトセンターの移転先は国際的な避難基準の範囲内です。その考え方としては、五km圏は、原子力災害対策特別措置法第十五条が発動されると、ただちに避難指示が出され、五km圏内への参集は困難であること。

十八、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシ



##### ■町長■

一、二、昨年の福島原

子力発電所での事故において、福島県オフサイトセンターが機能不全に陥ったことなどの反省や教訓を踏まえ、本年、八月三十一日に、原子力安

全・保安院がオフサイトセンターのあり方に関する基本的な考え方を取りまとめ、この中で、立地地点の基準について、原

子力発電所からの距離を五km圏外三十km圏内に変更したところであります。

その考え方としては、五km圏は、原子力災害対策特別措置法第十五条が発動されると、ただちに避難指示が出され、五km圏内への参集は困難であること。また、三十km圏を超えて

る参考は、立地自治体や周辺自治体など関係職員の参考に時間を要し、さらには、避難の状況把握や被ばく医療、モニタリング実施等の調整を行うことは難しいとの判断から、五km圏外で、三十km圏内としたところであります。

なお、基準の取りまとめにつきましては、国が、学識経験者などを委員とする意見聴取会を開催し、関係機関等の情報共有、放射線モニタリング、住民避難及び初動時の被ばく医療などのオフサイトセンター機能について、様々な観点から、真摯に議論された結果であると認識しています。

三、四、六、オフサイトセンターの候補地選定に際しては、国の要件に北海道の考え方を反映させた「北海道原子力防災センターの見直し」に基づき、「立地地点」、「参考経路」、「地域特性」、「住民感情」の四つの要件を踏まえ、有識者専門委員会において総合的に判断

した結果、「共和町の町立美術館付近」を選定したものと認識しています。なお、放射性物質の拡散予測の影響判断や整合性等の関係でございますが、有識者専門委員会の中では、どのような意見が交わされ、どう議論が展開されたのかなど、会議の個々具体的な内容までは、町としては承知をしていません。

五、今回選定された南幌似付近では、北西や南東の風が多い状況と伺っています。

六、福島での事故の反省や教訓を踏まえながら、様々な観点から真摯に議論された結果とし、國の責任において原福島での事故の反省や教訓を踏まえながら、國の責任で基準が示されており、この基準に基づき、十分に機能が維持・発揮される施設として、北海道により整備されるものと認識しています。

七、八、会議の構成員それぞれの立場において、様々な角度から真摯に議論された過程での発言と理解をしています。

九、十、十一、十二、オフサイトセンターは、原子力発電所での万一の事故時において、放射線モニターやはじめ種々の機器を配備した現地の拠点施設としての役割を担うことになりますが、とりわけ、日々刻々と変化する膨大な情報の収集・発信の面では、事象の程度や情報の種類にもよりますが、肉眼で確認できる場合の方が、対応方針のよくなり迅速な決定に寄与でき

るものと考えております。このことは、地域住民の安全・安心の確保に繋がるものと考えています。

三、過酷事故を想定したとき直接目視出来る場所こそ、実は最も危険な場所ではないのか。

■町長■

一、二、三、今回のオフサイトセンターの候補地選定に際しては、福島での事故の反省や教訓を踏まえる中で決定された国の方を反映させた、「北海道原子力防災センターの見直し」に基づき、四つの要件を踏まえ、有識者専門委員会において、標高、発電所からの距離、参集経路、新たに設置されるオフサイトセンターの防護機能、さらには、目視できるかどうかなどについて、総合的に判断した結果であると認識しています。



## 紙製容器包装の包装の

## 回収について

質問

一、二十年以降可燃物の受け入れ量の推移は。

粗大物の受け入れ量の数  
は。

三、ごみの排出抑制・減量化は進んでいるか。

四、現在の分別回収で老人世帯のため分別に対応できず、「ごみを出せない世帯もある」と聞くが、こうした世帯への対応はどうやってなされるか。

町長

八、ごみの散乱防止や  
カラスを増殖させない対  
策として、夜間収集も検  
討すべきではないか。

■町長  
一、一年間に町内で排出した可燃物の量は、平成二十年六月から平成二十一年五月までは、約四千二百二十八トン。平成二十一年六月から平成二十二年五月までは、約四千二百八十四トン。

平成二十二年六月から  
平成二十三年五月まで

は、約四千百三十三トン。  
平成二十三年六月から平成二十四年五月までは、約四千七十六トンであり、有料化前三年の平均排出量約六千三百七十六トンと比較し約三十六%の減です。

制と減量化は、町民のみなさまに概ねご理解をい

三、六、平成二十年六月家庭系ごみの有料化実施により、ごみ全体の排出量が前年対比で約四十五%減りました。また有料化後の大きなりバウンド現象もなく減少傾向となり、ごみの排出抑

は、約七百三十七トン。  
平成二十三年六月から  
平成二十四年五月まで  
は、約七百五十八トンで  
あり、有料化前三カ年の  
平均排出量約千八百トン  
と比較し、約五十八%の  
減です。

平成二十一年六月から  
平成二十二年五月まで  
は、約六百四十一トン。  
平成二十二年六月から  
平成二十三年五月まで

二、一年間に町内で排出した不燃・粗大ごみの量の合計は、平成二十年六月から平成二十一年五月までは、約六百十四トントン。

のごみ出しや資源物分別のご協力をいただいています。また、訪問介護サービスの中の生活援助サービスの利用により、ごみ出しの支援ができることがあります。また、この支援となつておらず、この支援を利用されている世帯は十六件です。

四、高齢などでご自分  
でごみを出せない老人世  
帯については、身内や親  
戚・ご近所やお知り合いの  
方などの手伝いをお願  
いしながら、可燃・不燃

でいただきことが必要です  
ので、より一層、みなさまの  
ご理解と協力を  
いただくよう、広報誌や  
防災無線などで周知を

ただきながら、効果が出されています。しかし、今後も、町民一人一人が更にごみ減量化の意識を高めていただき、資源物とごみとの分別に取組ん

ゆる紙マークの付いた  
ティッシュ箱・菓子箱

キチンと守つていない物  
が収集されずに残され  
る結果的に集積所を管理さ  
れている方が後始末をす  
るなど、大変な手間をお  
掛けしている状況が見ら  
れます。しかし、「その  
他紙製容器包装」いわ

る岩内町分別収集連絡協議会を通じ、各地区・地域の方々にご協力をお願いしています。

について定期的に啓発を行っています。

五、ごみ減量化の実現には継続した取組みが重要であり、特に平成二十二年六月の有料化以降、防災無線や広報誌により分別のルールやマナーなど

視認性の悪さ・危険性、  
夜間の駐車・駐輪、降雪

八、ごみの夜間収集は、街並みの美観維持やカラス対策、交通障害などの解消を目的として、実施している自治体もあります。しかし一方で、夜間収集のため住宅街における騒音問題や、暗闇での

た、試算では一千万円以上の財源が必要などの課題もあり、当面、現行の分別ルールなどについて更に浸透させるよう努め、収集の実施に向けなお検討を続けていきま

「器包装」の収集開始により分別品目が増え、今以上にお年寄りの方々に精神的なご負担が増すのではないか」ということ、ま

包装紙などは、町の環境衛生や国による循環型社会形成を目指す上でも、大切な資源物であると認識しています。

による収集への障害の懸念や、結果的に収集コストが増加するなどの問題点も指摘されています。

こうした問題や地域の特殊性などを考慮すると、現時点では、現行の収集方法が適当であると判断しています。

### ■再質問■

ごみ有料化の際にも行つたようにモデル地区を決め、実際に実施し、色々な問題を洗い出し、解決方法を検討する事も必要ではないか。

### ■町長■

現状の問題点である、ごみ不法投棄の減少やごみ出しのルールがこれまで以上に浸透した段階を見定め、ご提言のモデル地区等による「その他紙製容器包装」の収集も念頭に、努力していきます。

## 介護保険制度改正について

### ■質問■

今年四月の介護報酬改定ではヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、「三十分以上六十分未満」「六十分以上」から「二十分以上四十五分未満」「四十五分以上」へと短縮されたことにより、サービスの低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し利用者の自立を妨げるものとなっている。

一、訪問介護利用者で六十分から四十五分へ短縮している件数は。

七、制度の改定で利用者よりも家事が優先され、自立支援に必要な利用者のペースに合わせた家事援助」や「コミニコーションを通じ、意欲の低下や状態の悪化を予防する」「認知症でも安心して生活できる援助」が損なわれて事が起きていた実態を町はつかんでいるか。

二、短縮により利用回数が増えた件数と利用料負担に繋がった件数は。

八、生活援助においては、利用者の意向を踏まえた柔軟な対応が必要ではないか。

三、買い物、調理、洗濯、掃除などで支障は出でていないか。

九、制度改革で、介護労働者の医行為が導入されただが、事業所で医行為を行っているか。

五、介護報酬改定に伴うヘルパーの給与実態はどうなっているか。

六、四月以降の退職者数はどうなっているか。

七、制度の改定で利用

者よりも家事が優先され、自立支援に必要な利

用者のペースに合わせた

家事援助」や「コミニコ

ーションを通じ、意欲

の低下や状態の悪化を予

防する」「認知症でも安

心して生活できる援助」

が損なわれて事が起きて

るとしていますが、こう

した実態を町はつかんで

いるか。

八、生活援助においては、利用者の意向を踏まえた柔軟な対応が必要ではないか。

九、制度改革で、介護労働者の医行為が導入されただが、事業所で医行為を行っているか。

十、医行為を行うための研修は行われているか。

十一、介護保険料の徴収猶予、減免規定制度の利用数は。

十二、減免制度の周知はどうのように取り組んでいるか。

十三、六十五歳以上の方の障害者控除、介護保険の要介護認定者も障害者控除を受けることができるか。又、障害者控除を受けている件数は。

十四、必要とされる障害者控除対象者認定書とはどのようなものか。

十五、障害者控除の対象者はどのような条件が必要か。

十六、特別障害者控除を受けることができる対象者の必要条件は。

十七、障害の程度が知的障害者と判定された人や身体障害者も町村長の認定があれば控除対象となるとあるが、控除を受けている対象者はどの程度いるか。

十八、要支援の場合も控除対象になっている自治体もあるが、岩内町での判断基準はどの様になっているか。

十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

### ■町長■

一、二、町内の訪問介護事業所によれば、時間短縮した件数は二十九件で、これによる利用回数の増はありませんが、時間区分が次の段階に移行したものは八件で、自己負担は一回当たり十八円増加しました。

三、四、七、八、訪問介護員の「慌ただしい時もある」という意見や、利用者の「団らんの時間が減った」という声のほか、利用者との関わりを懸念する専門家の指摘があることも承知しています。

九、制度改正で、介護労働者の医行為が導入されただが、事業所で医行為を行っているか。

十、医行為を行うための研修は行われています。

十一、介護保険料の徴収猶予、減免規定制度の利用数は。

十二、減免制度の周知はどうないように取り組んでいるか。

十三、六十五歳以上の方の障害者控除、介護保険の要介護認定者も障害者控除を受けることができるか。又、障害者控除を受けている件数は。

十四、必要とされる障害者控除対象者認定書とはどのようなものか。

十五、障害者控除の対象者はどのような条件が必要か。

十六、特別障害者控除を受けることができる対象者の必要条件は。

十七、障害の程度が知的障害者と判定された人や身体障害者も町村長の認定があれば控除対象となるとあるが、控除を受けている対象者はどの程度いるか。

十八、要支援の場合も控除対象になっている自治体もあるが、岩内町での判断基準はどの様になっているか。

十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

二十六、特別障害者控除を受けることができる対象者の必要条件は。

二十七、障害の程度が知的障害者と判定された人や身体障害者も町村長の認定があれば控除対象となるとあるが、控除を受けている対象者はどの程度いるか。

二十八、要支援の場合も控除対象になっている自治体もあるが、岩内町での判断基準はどの様になっているか。

二十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

三十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

四十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

五十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

六十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

七十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

八十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

九十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百二十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百三十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十五、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十六、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十七、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十八、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百四十九、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十一、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十二、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十三、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十四、寝たきりの人も障害者控除の対象として受け付けているか。

一百五十五、寝たきりの人も障害者控除の対象

を避けるため、利用者に

は内容を説明し、必ず同

意を得ており、利用者の

意向反映や介護者の負担

軽減、経済的負担への配

慮なども行っています。

りません。

保険料の減免は、徴収

猶予の要件に加え、生活

困窮の場合も認めてお

り、今年度は生活困窮に

する十件です。

五、六、町内の訪問介護事業所では、給与面での変化は特になく、退職者は自己都合による一名です。

九、十、たんの吸引や経管栄養は、制度改正により介護福祉士や介護職員等も実施できますが、事業所の多くは看護職を雇用しており、医行為を要する利用者もなく、訪問看護や病院と連携があることから、介護職員等による医行為や研修受講の実績はないと聞いています。

十一、介護保険料の徴収猶予は、自然災害や死亡・病気、事業の休廃止等、天候不順による減収の場合に、保険料の全部又は一部を六か月以内に限り徴収猶予するもので、過去の適用事例はある

■再質問■

一、医行為は行つていないとのことです。介護報酬改定では喀痰吸引など看護師などが医行為を実施した際に給付を実施した際、給付されるのと同等の介護報酬、同等の労働環境を受けている方です。

十二、町では、介護保険料のリーフレットや普通徴収の納入通知書、特別徴収のお知らせチラシに、納付相談や減免等の記述を設け、窓口配布や各種通知書への同封等により制度の周知を図っています。

十三、十四、要介護認定者は、身体障害者に準ずる者等の認定後、毎年、障害者控除対象者認定書の交付を受けることで、所得税及び地方税の障害者控除を行うことができ、平成二十三年の交付は九件でした。

十五、十八、身体障害者に準ずる者等の認定の対象条件等は、六十五歳以上で要介護認定の方としており、要支援認定の方は対象としません。

■町長■

一、この度の改定に伴う加算はありません。

二、国が示す障害老人の日常生活自立度、いわゆる「寝たきり度」の判定基準をもとに行っています。

■町長■

一、この度の改定に伴う待遇面の手当ではなく、処遇改善全般に係る問題と捉えていました。

二、国が示す「寝たきり度」の判定基準をもとに町として判断していま

の対象者の条件は、身体又は精神の障がいのため日常生活を一人でできない方や、排せつ等で全面的な介助が必要な方で、要介護三から五の認定を受けている方です。

十七、身体障害者に準ずる者等の障害者控除は、毎年の申請により認定書の交付を受ける必要があります。本年は十二月十四日現在、認定書の交付は十一件です。

二、寝たきりも障害者控除の対象者として該当されると思われる。申請があれば受付をすることですが、この申請には、どのような判断基準を適用するのか。国が示している、日常生活自立度（寝たきり度）判定基準での対応をするのか。

二、判断基準について、厚生労働省の担当者は、あくまでも参考のために示したもの、この基準のみを持って障害者控除の認定にすべきではないとされている。寝たきりの方の障害者控除の要件について、要支援、要介護度だけで認定し、障害者控除の対象とすべきではないのです。



■再々質問■

一、介護職員の喀痰吸引には、看護師などが医行為を実施した際に給付されるのと同等の介護報酬、同等の労働環境を前提とすると思うが、いかがが。

一、介護職員の喀痰吸引には、看護師などが医行為を実施した際に給付されるのと同等の介護報酬、同等の労働環境を前提とすると思うが、いかがが。

# 志賀

## 昇議員（清和クラブ）

### 岩内共和道路に接続延長される、岩内側道路

#### 整備について

##### ■質問■

岩内共和道路は、岩内港の物流や観光振興更には、原子力発電所の広域避難路としての充実等を図るうえで極めて重要な路線として、平成十四年に工事の着手が決定され、着実に工事の進捗が図られていますが、二〇一一年発生した三・一一福島原子力発電所の事故以来、避難路としての重要性がより一層高まつてあり、早期完成の要望が望まれています。

この様な状況のもと、平成二十五年度には、総延長七・六kmのうち六・五kmが一部供用開始される予定と報道されています。また、残り一・一kmの共和側も、平成二十六年度に供用開始と、聞い

てあり、全線開通に大きな期待が寄せられています。そこで、共和道路に接続するたら丸市場までの整備方針は知られておりませんので、次の点について伺います。

二、将来整備が計画されている、北海道横断自動車道（黒松内～余市間）に共和町側接続部分が、どの様に接続されるのか伺います。

一、岩内共和道路の、取り付け接続部分となっている、岩内自動車学校から、岩内町たら丸市場までの、整備計画予定路

線は、旧国鉄用地の敷地が確保されており、整備は可能と、考えられます。今後どの様に整備するのか。

また、現在の敷地の地目は、何になつているか伺います。

##### ■町長■

一、岩内共和道路は、岩内自動車学校付近の国道二二九号を起点とし、共和中学校付近を終点とする総延長七・六kmの国道二二九号のうち六・五kmが一部供用開始され、また、昭和二十四年

六十年の岩内線廃止後に町が購入し、岩内駅・跡地周辺の再開発として、「たら丸市場」をはじめ、「道の駅」、「マリンパーク」などの整備を行いましたが、大浜地区の線路用地については未整備となっています。登記上の地目についても、当時のまま「鉄道用地」となっています。

この鉄道用地の整備方針については、道路および公園、あるいは宅地造成などの整備が考えられます。古くから形成された住宅地を、斜めに横切る約八百mもの広大な敷地であること、さらには、沿線住民の住生活環境はもちろんのこと、都市計画をはじめとした町全体の土地利用計画にも大きく影響するこ

とから、その方針決定は容易ではなく、結果として、町の市街地を形成す

る重要な役割を有しているとの認識を持ちながらも、具体的な計画策定は至っていない状況です。

二、北海道横断自動車道、黒松内・余市間は、現在、事業着工の前段の「基本計画路線」となっており、具体的なルートやインター・エンジの位置等については、未定となっています。

そうした中、国土交通省の諮問機関である「社会資本整備審議会」においても重要性を増すものであり、従来とは異なる視点で、検討を行う必要があります。いずれにしても、現時点では具体的な検討を行う段階に至つていません

え、そして中長期的な市街地再整備も見据えた中で、岩内共和道路との効果的な連携を視野に入れた検討を行います。



視したルートを整備方針

案として決定したところ

です。

今後は、国土交通省が整備方針案を基に、最終決定を行いますが、岩内

共和道路との効果的な接続により、広域アクセスネットワークが有効に形成されるよう、後志総合開発期成会や岩内共和道路整備促進期成会などを通じ、引き続き要望活動を実施します。

三、国道の維持管理については、基本的に、地方公共団体へ移管されることになりますが、現在、地方分権改革に伴う権限委譲に関する協議の中で、財源等の確保に関する結論が先送りされている状況にあるため、国道を管理する小樽開発建設部の情報によりますと、当面は二路線とも、国が管理することです。

## ■再質問■

一、総合計画には、岩内共和道路の整備の方向性が示されていないが、何故そのような記述がな

かつたのか。

二、具体的な検討・整備について伺います。

## ■町長■

一、旧線路用地の活用方策については、総合計画策定の段階以前から、道路および公園、あるいは宅地造成など、種々の活用を検討したところで、その敷地の形状などにより、効果的な事業手法の選択に至らなかつたことから、総合計画に記載できなかつたもので

二、前段でもお答え申し上げましたが、現時点では、具体的な検討を行う段階に至っていませんが、沿線住民をはじめ、地域住民の意見を踏まえ、そして中長期的な市街地再整備も見据えた中で、岩内共和道路との効果的な連携を視野に入れた検討を行います。

# 風力発電の導入

## 取り組みについて

二〇一一年三月十一日、発生の東日本大震災と、福島第一原子力発電所の事故後原子力発電所の発電停止が相次ぎ、電力の供給不足による、日本国内の影響は益々深刻化計画を、打ち出され、道民の協力の元、電力不足に取り組まれている、

こうした状況を考えた場合、岩内町においても、再生資源エネルギーに対する取り組みは、是非必要な取り組みと考えますし、過去のエネルギーに対する取り組みを見て

も、古くは、水力発電発祥の地であつたり、近年は近隣で泊原子力発電所が存在してあり、今後共、本地域の自然条件等を、可能エネルギー等の、開発と地域作りが、強く望まれています。

一、近隣寿都町の風力発電の新聞報道によりますと、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定を受け、これまでの一KW時十円前後で、年間収入は、約三億五千万円だったものが、一倍の七億円の増収が見込まれ、増額分は町の大きな財源と報道されている事を考えれば、本町においても、財源確保と再生資源エネルギーの取り組みと言う観点からも、将来に向けた財源確保の有効な手段として、風力発電設置に取り組むべきと考えますので、ご所見を伺います。

## ■町長■

同開発により国産の大型風車の導入を図り、騒音・振動・低周波等の影響はほとんどなく、また、動植物・テレビ電波等の影響もなく、今後この国

の新エネルギーの大きな一步であると言わせており、岩内町においても、半径千八百mの港湾区域と長い海岸線を、有していることから、洋上風力発電の調査検討を、進めるべきと考えますので、ご所見を伺います。

こうした取り組みを後押しする形で本年七月に

始まりました、国の再生可能エネルギー固定買取制度導入により、寿都町においては売電収入が増加し町の大きな財源となつてきているところであり、導入拡大に向けた環境が整備される中、風力発電の設置は、財源確保の有効な手段の一つであると考えています。

## ■町長■

在、発電所の規模は都道府県別で全国二位となつており、全国の自治体初の風力発電を開始した「寿都町」、日本初の洋上風力発電に取り組んだ「せたな町」など、先駆的な取り組みが行われていています。

「寿都町」

の風力発電を開始した

「せたな町」

二、現在、海洋再生可能エネルギーを巡る現状としましては、日本周辺海域の賦存量調査が進み、大きな賦存量が判明する一方で、陸上施設に比べて実用化は遅れています。

こうしたなか、国においては、海洋再生可能エネルギーの利用促進に向けた取り組みを積極的に推進しており、国土交通省および環境省において、陸上よりも安定かつ効率的な発電が見込まれる洋上風力発電導入に大きなボテンシャルがあるとして、現在、全国各地で実証実験が行われているところです。

いずれにいたしましても、本年第一回定例会においてご答弁したところとおり、町としても洋上風力発電の可能性に関心を持つており、先進地の視察を検討しているところであり、引き続き調査を進めるとともに、今後、全国各地で実施している実証実験の結果により、洋上風力発電への可能性が一層高まる場合には当



また、課題として考えられる各種法制度・規制上の課題、特に動植物の生態系に与える問題もある中、ご提言をいただきた国产の大型風車については、情報収集に努めるとともに、技術革新の動向にも注視します。

地域の有するポテンシャルの把握および発信といつた町としての環境整備を構築し、企業誘致による発電施設の立地、あるいは産学官連携による共同研究なども、有効な手段であると考えています。

## 観光振興について

### ■質問■

一方では、その有

雷電地区の観光振興につきましては、岩内町の

望性から将来性を考え水道施設の新設、引湯管の

災害復旧等に投資してき

たことに鑑み、活用に意

を注がなければならぬ

ものと考えられます。

■町長■  
一、雷電地区は、国定公園の指定と温泉供給施設の整備に伴い、昭和三十八年以降、数多くのホテル・旅館が建設され、町の投資に対しても一定の効果をあげてきたところです。

しかし、宿泊施設の老朽化や観光客のニーズの変化、国道の防災対策事業によるトンネルの長大化など、時代とともに宿泊施設も大きく減少し、現在営業中の施設は一件となっている状況です。そうしたなか、近年の登山ブームにより、雷電山への登山情報の照会が年々増加しており、町としても登山者の利便を図るために、これまでの対策を進めながら、新たな観光資源を有している町の貴重なエリアと認識しております。

さらには、旅行観光関係の雑誌やホームページからの情報発信なども、

ての活動を実施しています。

12

としての湯量も豊富で、自噴している温泉である事に加え近年は、秘境に泊まろうと題して朝日温泉も人気のある温泉になっていたところであります。現況を見てみますと本年春頃までは、ホテル電籠も運営されておりましたが、現在は一部の運営にしか過ぎず、衰退の一途をたどっているとしか言いようがありません。

二、今後、雷電地区の観光振興をどの様な方向で進めるのか所見を伺います。

しかし、雷電温泉の特徴は、観光資源も豊富であり、夕日に映える弁慶の刀掛岩・弁慶の薪積岩・傘岩・不落の洞窟・遊歩道・有島記念碑と数多くの有望な資源に恵まれて、いる、地区もあります。

また、雄大な海岸線や奇岩が数多く点在しており、PR効果の高い映画、テレビなどのロケ地とし

取り組み方針が述べられておりますが、理念として新たな観光スポットとしての活用を図る必要あると述べられてあります。が、具体的な取り組みが一向に見えない状況でありますので、二〇一一年第二回定例会の私の質問以後、どの様な取り組みをしたのか伺います。

二、今後、雷電地区の観光振興をどの様な方向で進めるのか所見を伺います。

景気回復などにより民間投資が大きく見込める状況となつた場合には、各種優遇措置など町の支援も検討したいと考えています。

# 佐藤英行議員（市民自治を考える会）

## 新たな岩内町総合計画について

### ■質問■

平成二十一年度から十年間の新たな岩内町総合計画の前期三年が終了したが、実施計画は社会の変化、経済状況の動向等に対応し、必要な変更を伴いながら「将来目指すべき基本方向」「町の将来像」に向かって協働の力をもって実施していくものと理解をしている。

本年、第二回定例会において、「前期三年の総括と見直しあはいつ実行し、示すのか」の質問に対し、町長は「検討の具体的スケジュール等については、関係部局との検討會議を経て、二十五年度以降の予算に反映させるとともに、必要に応じて過疎計画の変更による見直しを行う」と答弁。さらに、行政評価の手法の一つとして「行政だけでなく住民参加による外

部評価の導入について、調査研究をする」と述べている。

一、岩内町総合計画の前期三年の総括の内容はどうなものか。

二、関係部局との検討会議を行った結果はどうなものなのか。

三、住民参加による外部評価の導入についての進展状況は。

四、これらを踏まえた、平成二十五年度の予算編成するにあたっての基本的課題はどういう内容か。

一、二、平成二十一年度に策定いたしました「新たな岩内町総合計画」は、計画期間を平成二十一年度から平成三十年度までの十年間とし、基本構想、「基本計画」、「実施計画」で構成され、「実施計画」については、前期、中期、後期の三期の計画とし、それぞれの期間ごとに社会・経済情勢に柔軟に対応できるよう見直しを行い、実効性を高めることとしており、前期三年を経過した本年度、計画策定後の最初の見直しを行う年であります。

総合計画における「実施計画」は、各担当分野で策定している個別計画のほか、主に過疎計画の登載事業を基本としており、毎年度、ローリング方式で計画状況を確認す

る作業を行い、事業の進捗状況や達成率を確認し、更には財政状況を踏まえた中で、今後の計画事業の必要性の検討を行うこととしています。

そこで、前期三年の総括として、過疎計画の登載事業の進捗状況及び達成率を見ますと、平成二十一年度分の計画では、三十四事業に対する実績は、三十一事業となつており、予算ベース上での達成率は九十五・〇%。

・平成二十二年度分の計画では、四十九事業に対する実績は、五十一事業予算ベース上での達成率は九十五・五%。

三、住民参加による外部評価の導入につきましては、引き続き調査を行っているところであり、近年策定された他の

ドはあるものの、概ね計画どおりに進んでいるものと考えています。しかしながら、社会や経済の情勢がめまぐるしく変化する今日、行政や住民を取り巻く諸情勢も例外ではなく、緊急的に突発的な事業などに対応する際は、事業担当課、財政担当を含めた中でヒアリングを実施し、過疎計画に登載すべき事業と判断された場合は議会に上程し、実施計画の基礎となる過疎計画を変更させていただいているところであり、今後につきましても、これまでと同様に進めたいと考えています。

A、(P・プラン)計画を立案する。D(ドゥ)計画を実施する。C(チェック)状況を感知、確認し評価する。A(アクション)状況を修正する行動を行う。改善する。)といつた一連の流れを、実施計画に位置づけることにより、更に実効性が高まるものと考えており、そのひとつのが「チェック」機



能として、住民の方々に参加していただき事業の評価をしていただく。と

いたことを、実施計画の中に取り入れたシステムを構築する必要があるものと認識しています。

そうした考えの下、外部評価の導入を前提に総合計画を策定した先進地自治体のヒアリング等を実施しながら、更に研究を進めたいと考えています。

に、平成二十五年度の予算編成の基本方針としています。

このため、継続事業について

ちょく状況と効果、今後の展望、また、新規事業については、過疎計画に登載されている事業を基

本としながら、必要性、効果などを充分踏まえる必要があるものと考えています。

#### ■再質問■

外部評価の導入について具体的な実施計画はどうなのが。

#### ■町長■

外部評価については、実施計画の実効性を高めるための重要な手法と認識しております。現在の計画期間の中で導入できるよう、他自治体の状況もヒアリングしながら、検討したいと考えています。

平成二十五年度の予算編成の基本的課題であります。

## スケソ漁の振興について

#### ■質問■

第一次産業は一次産業を興し、第三次産業に波及させる人間社会にとって最も基本的な産業である。

岩内町における漁業、そのうちのスケソ漁も様々な職種に雇用の場を提供している。

地元経済はそれなりに循環している。

品質が日本一と自負する岩内

産のタラコは延縄の釣りによる漁法で品質を保証

されており、また、鮮度の良いスケソでなければ

できない、近年評判が高くなってきたタチカラも然りである。

また、岩内

町のマスコットキャラクターとして、たら丸、ベニ子も人気があり、各種イベントに引っ張りだこであることはご承知のこと

が日本一と自負する岩内

産のタラコは延縄の釣りによる漁法で品質を保証

されており、また、鮮度

の良いスケソでなければ

できない、近年評判が高

くなってきたタチカラも

然りである。また、岩内

町のマスコットキャラクターとして、たら丸、ベニ

子も人気があり、各種

イベントに引っ張りだこ

であることはご承知のこと

策」の質問で、町長は「町としてスケソ延縄漁業への支援については、スケソ延縄漁業を含め、多種多様な漁業形態があり、ただちに具体的な支援を行える状況にない」との答弁でしたが、補正予算でスケソ延縄漁具改良事業費の補助を行つており、このことについては評価するものである。

平成三年頃までは、約五十万トンで推移しておりましたが、それ以降急激な低下を示し、現在では約十万トン前後となっています。

中央水産試験場によればこの原因は、昭和六十一年頃から、産卵す

けトウダラの漁獲量が減少したのはどのような原因によるものなのか。

スケトウダラ漁業の振

数に比較して、新たに産まれ、未成魚として加入するはずの個体数が大幅に減少するという状態が

結果として平成三年以降

一、これほどまでにスケトウダラの漁獲量が減少したのはどのような原因によるものなのか。

スケトウダラ漁業の振興のためには、日本海北

部の広範囲な海域を回遊の低迷を打破し振興するための、岩内町としての考え方であります。

スケトウダラ漁業の振興のためには、日本海北部の広範囲な海域を回遊するという、スケトウダラの特性を考慮し、日本海北部系群資源の、科学的・広域的な保護管理が必要・不可欠であると考

えていきます。

二、スケソ漁業の低迷

を打破し振興するため

に、岩内町としてどのよ

うな考え方をもつてているのか。

このためスケトウダラ

漁業については、平成九年から国において、漁獲許容量いわゆるタック（TAC）を定め、日本海北部系群全体の資源管

理が行われているところ

す。しかしどうして、こ

の加入個体数の減少が生じたのかについては、よ

くわからないものの、地

球温暖化などの、ゆっくりとした時間スケールで

環境変動が、関係してい

るのではないかとのこと

であります。

一、スケトウダラ漁獲量の減少原因につきましては、よ

くわからないものの、地

球温暖化などの、ゆっく

くわからないものの、地

であり、この制度が漁業したいと考えています。

白原発から排出される

## ■再質問■

スケン漁の振興にて、岩内町としてどのよ  
うな施策をとるのか。

であり、この制度が漁業者の経営改善に資する運用が行われるよう、注視していくとともに、さらに有効な施策の必要がある場合には、その具体化について北海道等に対し要望したいと考えています。

三、本年度実施しておりますスケトウダラ延縄漁業漁具改良事業費補助事業の来年度への対応については、漁具の改良がスケトウダラ漁獲量に対して、どのような効果を与えたのかという点を把

先程もご答弁したとおり、町には多種多様な漁業形態があり、町の経済の振興に一定の役割を果たしていますので、特定の漁業形態に対して、支援を行うことに対する考え方であります。漁業協同組合の意向も確認することが重要だと考えています。

握し、その結果から、事業の実施効果の検証を行うことが重要と考えております。さらに、町には、多種多様な漁業形態があり、何れも町の経済振興に一定の役割を果たしています。従いまして、ある特定の漁業形態に対し支援を行うことについて

では、まずは漁業協同組合の意向を確認することが重要でありますので、このことも、町として十分配意しながら、来年度の対応について判断

## 温排水の影響について

■質問■

機が営業運転に入った

町長

一、泊原子力発電所について  
は、本年五月に三号機が定期検査に入り、現在、全機が停止してお

岩内海域を含む日本海北部系群全体の資源量も減少しており、その原因については、現段階でも明確にはなっていません。

ピットなど、運転の有無にかかわらず、冷却が必要となる機器があることから、海水を取水して冷却の後、海中へ放水して

スケトウダラの漁獲量  
減少の原因調査をすべき  
ではないか。

取放水の量についてであります、一・二号機

町長

握し、その結果から、事業の実施効果の検証を行うことが重要と考えております。さらに、町には、多種多様な漁業形態があり、何れも町の経済振興に一定の役割を果たしています。従いまして、ある特定の漁業形態に対し支援を行うことについて



とするスケトウダラにも影響していると考えられます。一号機が営業運転に入つた一九八九年の岩内町のスケトウダラの漁獲量は七千一百三十九トン（北海道調一月～十二月）翌年は四十七・二%減の三千八百二十五トン、二号機が営業運転

町のスケトウダラの漁獲量は七千二百三十九トン（北海道調査一月～十二月）翌年は四十七・二%減の三千八百二十五トン、二号機が営業運転に入った一九九一年は三千百四十一トン、翌年は三十八・八%減の千九百二十三トン、以後、漁獲量はどんどん減少していった。三号

一、全ての泊原発が停止している現在、温排水は排出されているのかどうか。排出されているとすればどのような理由で量はどうのくらいか。

三号機は、毎秒、約二トンとなっています。

を探求するべく、平成二十一年度から研究が進められ、特に、平成二十三年度から五年間にわたり、スケトウダラ資源の変動要因分析調査が開始されており、この調査結果を注視したいと考えています。

見受けられます。

児受けられます。  
いずれにしても、漁獲

量の減少については、二点めのご質問でもご答弁申し上げましたように、部系群全体の資源量も減少しており、その原因については、現段階でも明確にはなっていません。



## 議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。  
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

### 編集後記

「議会だより百十九号」をお届けいたします。第四回定期例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になつて、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができますので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

昨年ケンミンショーで紹介された 天ぷらラーメンがスキーカー場の新メニューとして加わりました。

実は、天ぷらラーメンを吃るのは生まれて初めて。塩味のラーメンの上にエビ天が二本。汁がしみこんだエビ天は、絶品でした。

二十四日は、スノーフェスタ2013が行われます。チユーブスライダー・スノーミニコンサートなどが開催されますので、いわない国際スキー場へ遊びに行ってみませんか。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真は、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。

(議会運営委員会)